

富士見荘指定訪問介護事業所運営規程

(指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みちのく協会が開設する富士見荘指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「居宅介護員等」という。）等が、日常生活を営むうえで支障がある身体障害者等に対し、適正な指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、身体障害者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、外出介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 富士見荘指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 岩手県八幡平市柏台2丁目5番15号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導及び指定居宅介護等計画の作成等を行うとともに、自らも指定居宅介護等の提供に当たるものとする。
- (3) 居宅介護員等 介護福祉士・実務者研修、介護職員初任者研修修了者2名以上
居宅介護員等は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする
- (2) 営業時間 8:00 より 18:00 までの 10 時間とする

(指定居宅介護等の対象及び内容並びに利用料等)

第6条 指定居宅介護等の対象及び内容並びに利用料等は次のとおりとする。

(1) 対象

ア 居宅介護

- ①身体障害者②知的障害者③精神障害者④難病等対象者⑤障害児

(2) 内容

ア 居宅介護

- ① 身体介護
- ② 家事援助

イ 外出介護

- ①身体介護を伴う外出介護
- ②身体介護を伴わない外出介護

(3) 利用料金

障害福祉サービス受給者証に記載された支給量に、所定の単価を乗じて得た金額の1割の定率の負担又は月額上限の額とする。

(4) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所からの区間1キロメートル当たり40円を徴収する。

(5) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八幡平市(西根地区及び松尾地区に限る)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 居宅介護員等は、指定居宅介護等の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 居宅介護員等は、サービス提供中に、利用者に事故が生じたときは、速やかに当該利用者家族並びに市町村に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(賠償責任)

第10条 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対し、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、居宅介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 居宅介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第12条 事業所は、身体拘束等の適正化の推進のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(苦情処理)

第13条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を行う。

2 個人の人権を尊重し、「苦情対応マニュアル」に従い、利用者、利用者家族、第三者委員そして職員がよく相談し合い、その人の特性に応じた援助に努める。

(苦情解決)

第 14 条 事業所は、提供した援助に関する利用者からの相談・苦情等に対しては別に定める「苦情対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切に対応する。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、居宅介護員の資質向上を図るため、採用時及び継続研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるもののほか、運営に関し重要な事項は、社会福祉法人みちのく協会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 6 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 8 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(第 11 条虐待防止に関する事項の新設)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第 12 条身体拘束等の適正化に関する事項の新設)

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(第 5 条営業日及び営業時間の変更)